

無 料

消費税転嫁に向けた経営戦略(売上アップを目指して) ～中小企業組合・企業の経営革新のために～

消費税転嫁対策(個別相談会)のご案内

消費税転嫁対策窓口相談事業

奈良県中小企業団体中央会では、平成26年4月及び平成27年10月の消費税率の2段階引き上げや制度変更に対する円滑な対応を図ることを目的に、7月22日(月)より「消費税転嫁対策相談窓口」を設置しました。

消費税転嫁対策個別相談会

奈良県中小企業団体中央会では、専門家(税理士等)による無料相談会を開催しています。詳しい日程は、中央会HPをご覧ください。

個別相談をご希望の方は、下記URLから無料相談会申込書にご記入の上、
FAX(0742-26-0125)でお申し込み下さい。

(専門家派遣)のご案内

着眼点

- ・消費税転嫁対策の広報活動により、組合員とのコミュニケーションを図ろう。
- ・経営革新計画や中小企業施策を活用して、経営力強化を促そう。
- ・リーダー企業が率先して取り組むことで、他の組合員への波及効果を狙う。

等、消費税転嫁対策は、事業の見直し、経営改善・経営革新につなげる機会でもあります。組合としては、単に消費税転嫁対策を広めるのではなく、将来の更なる増税を見据えて、この機会を通じて事業を見直し、中期的な経営力強化に繋げるよう、組合員の気付きを促すことが重要です。本会では、上記支援のため税理士・コンサル等による専門家派遣を実施しております。ご希望の方は、中央会HPをご覧ください。なお、相談日程につきましては、下記以外でも可能ですので、詳しくは、中央会担当者にご相談下さい。

1. 開催日時・場所及び講師

個別相談会(13:00～16:00)

平成26年1月15日(水)	奈良県中小企業会館	税理士 西村 博史
1月22日(水)	奈良県産業会館	税理士 藤原 靖雄
1月23日(木)	橿原観光ホテル	税理士 隅田 守
1月28日(火)	天理川原城会館	税理士 松尾 潤
1月30日(木)	奈良県中小企業会館	税理士 西村 博史

2. 定 員 個別相談会 上限6名

3. 主 催 奈良県中小企業団体中央会

4. 申込方法 下記URLより申込書を印刷して、奈良県中小企業団体中央会宛FAXにてお申し込みください。
(FAX:0742-26-0125)

5. URL <http://www.chuokai-nara.or.jp/jyoho/syohizeitenkataisaku.pdf>(個別専門・専門家派遣)

6. お問い合わせ先 奈良県中小企業団体中央会 組織・連携支援課 (Tel 0742-22-3200)